

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2021年2月号

## 「もうかる」「稼げる」という話に注意！

雑誌やインターネット上には「1日〇万円稼げる副業」「誰でもすぐに高収入」などの情報があふれています。こうした広告等を信じてトラブルにあうのは、若者だけとは限りません。

相談事例



### 高額な収入になるはずが…

① ある日、ネットを見ていると…

1日10分の  
簡単な作業で  
即金が稼げます



申し込んでみるか



② 登録すると…

作業はお好きな  
タイミングで

資料どおり  
作業をすれば  
月10万円！

9,800円で自動  
補助ツールを  
送ります

9,800円なら  
やってみよう



③ 資料・ツールが届いたが…



資料を見ても  
どうしたらいいか  
よく分らん

聞いてみよう

50万円で電話サポートします  
すぐ元がとれますよ

④ 電話サポートを申し込んだが…

〇〇してもらえば大丈夫です



言われたとおり  
できないから  
聞いているのに…  
全然稼げない！  
解約したい！

ネット上では「副業や投資等でもうけるためのノウハウ」等と称する様々な情報が販売されていますが、高い代金を払ってももうからないので返金してほしいという相談が本県でも寄せられています。

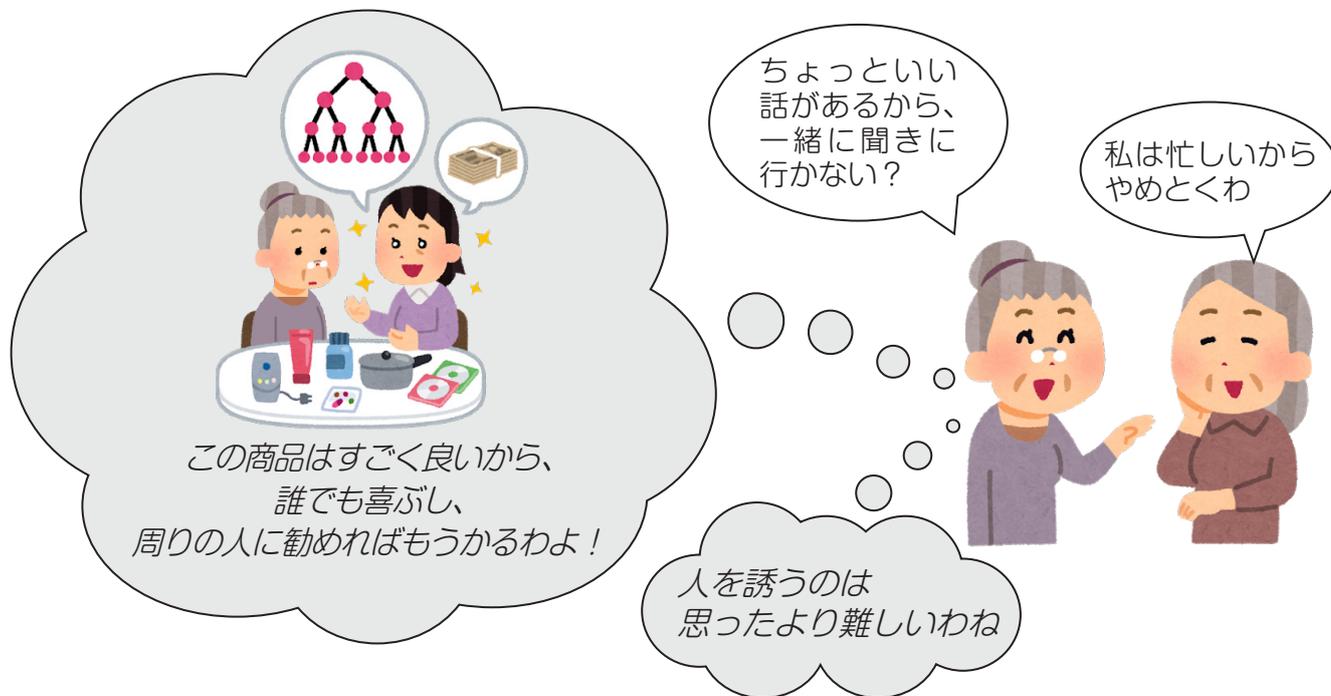
SNSやネット広告、メールマガジンがきっかけとなるため、以前は若者からの相談が多かったのですが、現在では幅広い年齢層がトラブルにあっています。



## 簡単にもうかると言われたのに…

高齢の母が、知人から勧められて、高額な健康食品や化粧品などを購入する会に入り、毎月かなりの額を支払っている。

そのうえ、新しい会員を勧誘すれば収入になると言われたようで、親戚や知人に声をかけている。人に迷惑をかけたくないのでやめてほしい。



事例のように、商品やサービスを購入した人が、その商品やサービスを販売する方に回り、新たな購入者を増やすことで販売網を広げ、収入を得る仕組みを「マルチ商法」といいます。

最近では、商品を売るだけではなく、投資への勧誘を行う「投資型マルチ取引」が増えていて、「仮想通貨で運用して配当する」、「健康食品を買い、さらにその会社に投資をすれば、1年後に元が取れる」などと勧誘され、高齢者が多額の投資を勧められているケースも見られます。



福井県消費生活センターでは、実際の相談事例をもとにした記事を新聞で連載しています。ぜひご覧ください。

- 福井新聞「教えて！相談員さん」（毎週水曜日）
- 福井新聞「ふくい生活相談実験室」（月1回程度）
- 朝日新聞（福井版）「暮らし110番」（隔週土曜日）



<県消費生活センター 事例>

※バックナンバーは、消費生活センターのホームページに掲載しています

## トラブルにあわないためのアドバイス

「少しでも収入を増やしたい」という気持ちは誰にでもあります、  
簡単に・リスクなしに・誰でも もうかるという話はありません。

### ネットでの副業等

- 「○○するだけで簡単に高収入が得られる」と強調していても、実際には説明のようにはもうからず、サポートなども十分に受けられません。
- 契約前に、提供されるノウハウ等を確認することはできませんので、広告・説明を安易に信じて事業者に連絡しないようにしましょう。
- 追加で高額な契約を勧められた場合は、きっぱり断りましょう。

### マルチ商法

- 友人や知人からの誘いでも、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。
- 自分がもうけるためには人を勧誘する必要があるため、うそや強引な勧誘で人間関係を壊したり、加害者になる場合があります。また、勧誘できずに不要な商品や借金が残る場合がありますので、安易な契約はやめましょう。
- 特定商取引法の「連鎖販売取引」に該当する場合には、クーリング・オフや中途解約が可能です。

どちらの場合でも、

- クレジットカードの利用や借金をしてまで契約をすることはやめましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、「すぐに元が取れるから」と、クレジットカードの利用や借金を勧められることがありますので、「契約しません」とはっきり伝えましょう。

不安に思ったり、おかしいなと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談してください。



### 災害に便乗した悪質商法に気をつけて!

大雪などの災害があった後には、「屋根等壊れたところはないか」と言って訪問し、「雪で壊れたことにして保険を利用すれば、自己負担なく修理できる」などと、工事や保険手続き代行の契約をせまる業者とのトラブルが発生することがあります。

- 安易に訪問を了承したり、その場ですぐ契約・申込みをしないようにしましょう。
- 複数の業者から見積もりを取ったり、家族・知人に相談するなど工事の必要性について慎重に確認しましょう。
- うその理由で保険金を請求することはできませんので注意してください。

みんなで  
やってみよう

あなたの傾向は？

## だまされやすさ 心理チェック

作成：立正大学心理学部教授 西田公昭（消費者庁「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」を元に作成）

■あてはまる項目に○をつけてください。

①自分のまわりあまり悪い人はいないと思う

②相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ

③たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う

④知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う

⑤有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう

⑥人からすすめられると断れない方だ

⑦迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある

⑧実際、身近に相談できる人があまりいない

⑨しっかり者だと思われたい

【心理チェックの結果】○が多いほど、消費者トラブルにあう危険度が高い傾向にあります。

①②③に○をつけた人は・・・トラブルに対して危機意識がうすい傾向

④⑤⑥に○をつけた人は・・・だまされているのに気がつかない傾向

⑦⑧⑨に○をつけた人は・・・だまされたとき一人で抱え込んでしまう傾向

## 消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

2・3月の開設日

開設時間 14:00～16:00

分野	2月		3月	
福井弁護士会(法律)	2日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター
	4日(木)	県嶺南消費生活センター	4日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)
	24日(水)	県消費生活センター	17日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	25日(木)	県嶺南消費生活センター	25日(木)	県嶺南消費生活センター
福井県建築士会(建築)	15日(月)	県消費生活センター	—	—

\*事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。  
3月4日(木)の申込受付は、開催場所の敦賀市消費生活センターでもできます。

消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)



### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎：0776-22-1102

FAX：0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎：0770-52-7830

FAX：0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

